

旭川市住宅雪対策補助金交付要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における雪対策を推進するため、冬期の除雪労力の負担軽減に有効な融雪施設の設置を行う者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて必要な事項を定めるものである。

(用語の定義)

第2条 この要綱において用いる用語の意義は、次の各号による。

- (1) 申請者 補助金を申請した個人、法人又は団体をいう。
- (2) 交付予定者 申請者のうち、補助金の交付の決定に係る審査を待つ者又は審査中である者をいう。
- (3) 交付決定者 申請者のうち、補助金の交付の決定を受けた者をいう。
- (4) 承継人 次のいずれかに該当する者であつて、申請者が死亡等のやむを得ない事情により補助金に係る手続を継続できなくなった場合に、その手続を承継する者をいう。ただし、第4条各号に該当する者を除く。
 - ア 工事を行う住宅の居住者
 - イ 工事を行う住宅の所有者
 - ウ ア又はイに該当しない者で、申請者の3親等以内の親族
- (5) 住宅 申請日時点で1以上の世帯の住民登録がある家屋をいう。ただし、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、公営住宅その他これらに類するものを除く。
- (6) 一戸建形式 住戸の別がない又は住戸の別があるが全ての住戸に内部で往来可能な形式をいう。
- (7) 共同建形式 一戸建形式以外の形式をいう。
- (8) マンション 共同住宅のうち、2名以上の者が区分所有しているものをいう。
- (9) 併設店舗等 居住以外の用途に供する部分がある住宅の、居住以外の用途に供する部分をいう。
- (10) 新築住宅 新築に係る工事が契約済みの住宅又は新築の工事中である住宅をいう。
- (11) 建売住宅 不特定の者への販売を目的とした住宅であつて、一度も入居されていない住宅をいう。
- (12) 対象工事費 補助金を申請する工事に係る費用のうち、補助金の対象となる部分をいう。
- (13) 附帯工事 補助金の対象となる工事と同時に行う工事であつて、施工又は品質確保のために必要不可欠である工事をいう。

(14) 契約書等 工事請負契約書、発注書、請書その他これらに類するものをいう。

第2章 補助対象

(対象者)

第3条 補助金の交付対象とする者は、次の各号の条件を全て満たす個人、法人又は団体とする。

- (1) 次のいずれかに該当する者であること。
 - ア 補助金の対象とする住宅（第6条各号により定める。以下同じ。）に居住している個人
 - イ 補助金の対象とする住宅が新築住宅の場合にあってはその新築工事の発注者又は建売住宅の購入者
 - ウ 補助金の対象とする住宅の所有者
 - エ 補助金の対象とする住宅がマンションの場合にあっては、その管理組合
- (2) 補助金の対象とする住宅及び土地を全て所有していない場合にあっては、補助金の申請及び工事の実施について所有者の承諾を得ている者であること。
- (3) 補助金の対象とする工事（第5条各項により定める。以下同じ。）の工事請負契約を締結する者であること。ただし、当該工事請負契約を締結する者が、補助金の対象とする住宅に居住している者の3親等以内の親族である場合は、この限りではない。

(除外要件)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条の規定にかかわらず、補助金の交付対象とする者から除外する。

- (1) 市税を滞納している個人又は法人
- (2) 代表者が市税を滞納している法人格を有しない団体
- (3) 旭川市暴力団排除条例（平成26年旭川市条例第16号）第2条第2号の暴力団員又は同条例第7条の暴力団関係事業者である者
- (4) 虚偽の申請その他補助金の手続において不正を行った者
- (5) その他法令又は公序良俗に反する行為に利用するおそれがあるなど、補助金を交付することが適当でないとは判断された者

(対象工事)

第5条 補助金の対象とする工事は、別表の対象工事及びその附帯工事とする。

- 2 補助金の対象とする工事は、当該年度の4月1日以降に、市内に本店、支店、事務所、営業所等を置く事業者と工事請負契約を締結し、その後を開始する工事に限る。ただし、その事業者が補助金の対象とする住宅の新築工事を行った者である場合は、この限りでない。
- 3 補助金の対象とする工事は、対象工事費が50万円以上の工事とする。

(対象住宅)

第6条 補助金の対象とする住宅は、次の各号に適合するものとする。

- (1) 別表の工事種別1及び2の工事を行う場合は、次のいずれかに該当する住宅
 - ア 併設店舗等がない住宅
 - イ 新築住宅又は建売住宅であって、新築後又は購入後にアに該当するもの
- (2) 別表の工事種別3の工事を行う場合にあつては、工事の内容及び施工方法を総合的に判断し、各申請毎に決定する。

(対象工事費)

第7条 対象工事費は、次の各号によるものの合計額とする。

- (1) 製品、材料費その他これらに類するもの
 - (2) 製品等の設置費、施工費その他これらに類するもの
 - (3) 仮設費、養生費、運搬費その他これらに類するもの
 - (4) 廃棄物処分費、清掃費その他諸経費等
- 2 次の各号に該当するものは、対象工事費に算入しない。
- (1) 製品保証料、保証期間延長料その他これらに類するもの
 - (2) 工事を行うための引越費、工事期間の宿泊費その他これらに類するもの
 - (3) その他対象工事を行うに当たり明らかに不要又は著しく過剰であると判断されるもの
- 3 対象工事費は、消費税及び地方消費税相当額を含めた額とする。ただし、申請者が法人の場合にあつては、消費税及び地方消費税相当額を除いた額とする。

(補助金の額)

第8条 補助金の額は、対象工事費の合計の10分の1以内かつ10万円を超えない額とする。なお、千円未満の端数については、これを切り捨てる。

(重複補助の制限)

第9条 同一の者が同一年度に次の各号の補助金を複数回利用しようとする申請は無効とする。

- (1) 旭川市住宅改修補助金
- (2) 旭川市住宅雪対策補助金
- (3) 旭川市地域材活用住宅建設補助金

2 同一の住宅を同一年度に前項各号の補助金を複数回対象としようとする申請は無効とする。この場合において、共同建形式の住宅の各住戸及び共用部分については、それぞれ別の住宅とみなす。

3 国、北海道又は本市の同種の補助制度を利用する工事の申請は無効とする。

- 4 過去に旭川市住宅雪対策補助金を利用した者の申請は無効とする。
- 5 過去に旭川市住宅雪対策補助金の対象とした住宅の申請は無効とする。
- 6 過去に第1項各号又は次の各号のいずれかの補助金を利用して工事を行った部分を再度工事しようとする内容の申請は無効とする。
 - (1) 旭川市やさしさ住宅補助金
 - (2) 旭川市やさしさ住宅補助金（マンション共用部分）

（重複補助の特例）

第10条 前条第1項及び第4項は、承継人に対しては無効とする。

- 2 前条第4項から第6項までは、該当の補助金の交付を受けた日が属する年度の末日から10年以上経過している場合にあつては無効とする。
- 3 前条第5項は、補助金の交付を受けたときの居住者及び所有者が全員変わった場合にあつては無効とする。

第3章 事務手続

(交付申請)

第11条 補助金の申請は、別に定める申請書に次の各号の書類を添えて提出することにより行う。

- (1) 申請工事に係る見積書
- (2) 第5条第2項ただし書きを適用する場合は、当該住宅の新築時の事業者であることが分かる資料
- (3) 補助対象工事の部分を撮影した工事前の写真
- (4) 申請者名義の納税証明書
- (5) 補助の対象とする住宅が新築住宅である場合は、当該新築工事の契約書等
- (6) 申請者が当該住宅の所有者であって、申請者が当該住宅に居住していない場合は、当該住宅を所有していることが確認できる資料
- (7) 申請者が法人の場合は、役員名簿
- (8) その他審査に当たり必要と認めた書類

2 申請を受け付ける期間は、別に定める。

(追加募集)

第12条 前条第2項の期間（以下「受付期間」という。）内の申請によって補助金の額の合計が募集予算額に満たなかったときは、期間を延長して申請を受け付ける。ただし、同一年度内に受付期間を再度設けている場合にあつてはこの限りでない。

- 2 延長する期間は、別に定める。ただし、追加の受付により募集予算額に達したときはその延長する期間内であっても、受付を締め切る。
- 3 前項により受付を締め切った場合であつて、締め切り後に募集予算額に余裕が生じたときは、前項の延長する期間内に限り受付を再開する。

(交付予定者の決定)

第13条 受付期間内の申請によって補助金の額の合計が募集予算額を超えなかったときは、補助金の不交付の決定を受けた者を除き、補助金の申請者全員を交付予定者とする。

- 2 受付期間内の申請によって補助金の額の合計が募集予算額を超えたときは、抽選により交付予定者を決定する。
- 3 交付予定者を決定したときは、交付予定者である旨を当該者に通知する。

(補欠候補者)

第14条 前条第2項により交付予定者を決定したときは、交付予定者とならなかった者の中から、次条に定める補欠登録をすることができる者（以下「補欠候補者」という。）

を抽選により選定し、上位の者から順番に順位を付ける。

- 2 前項により補欠候補者を選定したときは、補欠候補者となった旨を、当該者の補助金の不交付の決定の通知に併せて通知する。
- 3 第12条第1項による延長の期間に申請書を提出した者は、延長する期間内に限り補欠候補者として、受付順により順位を付ける。

(補欠登録)

第15条 前条により選定した補欠候補者のうち、補助金の予算額に余裕が生じた場合にのみ繰り上がりとなることを承諾し、補欠登録を希望した者について補欠登録を行う。

(補欠繰上)

第16条 補助金の募集予算額に余裕が生じたときは、予算の範囲内で、前条により補欠登録を受けた者のうち、順位が上の者から交付予定者を選定する。

- 2 前項により交付予定者を選定したときは、交付予定者となった旨を当該者に通知する。

(交付決定)

第17条 交付予定者の申請が第2章に定める補助対象と認められるときは、補助金の交付を決定する。

- 2 前項により交付の決定を行ったときは、その内容及び交付に際し次の各号に定める条件を附す旨を当該交付決定者に通知する。
 - (1) 工事が完了したときは、速やかに第21条に定める工事完了報告及び第23条に定める請求の手続を行うこと。
 - (2) 申請内容に変更が生じたときは、第19条に定める変更手続を行うこと。
 - (3) 補助金を辞退するときは、速やかに第20条に定める補助金の辞退の手続を行うこと。
 - (4) 第21条第3項の報告を求められたとき又は同条同項の是正の指示を受けたときは、その内容に従うこと。
 - (5) 補助金の交付を受けた日が属する年度の末日から起算して10年の間、本補助金により取得又は効用の増加した財産を目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、承認を得ること。

(不交付決定)

第18条 申請者が次の各号のいずれかに該当した場合は、当該申請者に対し補助金の不交付を決定し、その旨通知する。ただし、第7号に該当するときは、通知を行わない。

- (1) 交付予定者の決定を抽選により行った場合であって、交付予定者とならなかった者
- (2) 第14条第3項により補欠候補者を選定した場合であって、補欠登録を受けた者の

うち、補欠繰上とならなかった者

- (3) 第20条の補助金の辞退の手続を行った者
- (4) 第21条第2項の期限までに完了報告を行わなかった者
- (5) 第21条第3項による是正指示を受け、期限内に適切な是正措置を講じなかった者
- (6) 第21条第3項による報告を求められた場合において、期限内に報告をしなかった者
- (7) 死亡等のやむを得ない事情により補助金に係る手続を継続できなくなった者で、承継人がいない者又は承継人が第21条第2項の期限までに承継の手続を行わなかった者
- (8) 第2章に定める補助対象と認められない者
- (9) 補助金の手続において不正を行った者

2 前項の場合において、既に当該申請者に対する交付決定があるときは当該交付決定を取り消す。

(変更手続)

第19条 補助金の申請内容の変更の手続は、その変更の内容が次の各号のいずれかに該当するものであるとき又は第5項により指示を受けたときは、別に定める申請書に変更内容が確認できる資料を添付して提出することにより行う。

- (1) 工事費用の減額
- (2) 対象工事の一部中止
- (3) 工事種別の変更
- (4) 工事請負契約を締結する事業者の変更

2 前項各号に該当しない内容の変更に係る補助金の申請内容の変更の手続は、第21条の工事完了報告時に、変更内容が確認できる資料を提出することにより行う。

3 第1項による申請があったときは、第2章に定める補助対象と認められるかを確認し、交付又は不交付を決定し、当該申請者に通知する。この場合において、当該申請が交付決定者によるものであるときは、従前の交付の決定を取り消す。

4 前項の交付の決定の金額は、第11条第1項の申請書に記載した申請額を上限とする。ただし、当該申請が交付決定者によるものであるときは、従前の交付の決定の金額を上限とする。

5 第2項による資料の提出又は第21条の工事完了報告を受け、その内容に補助の要件又は交付決定の内容に抵触するおそれのある変更事項があると認めるときは、当該申請者に対し第1項の手続きを行うことを指示する。

(補助金の辞退)

第20条 補助金の辞退の手続は、別に定める届出書を提出することにより行う。

(工事完了報告)

第21条 工事完了報告は、次の各号の書類を添付した報告書を提出することにより行う。

- (1) 補助対象工事の部分を撮影した工事後の写真
- (2) 工事に係る契約書等の写し
- (3) 工事費用の支払を証明する書類の写し
- (4) 施工後の写真のみで確認が困難な工事の場合は、施工中の写真
- (5) その他審査に当たり必要と認めた書類

2 工事完了報告の提出期限は、別に定める。

3 第1項の報告を受け、その内容の審査において疑義があり、又は工事内容に不適切な部分があると認めたときは、期限を定めた上で報告の徴収又は是正の指示を行う。

(補助金額の確定)

第22条 前条の工事完了報告を受け、工事が適切に行われたことを認めたときは、補助金額を確定し、当該交付決定者に通知する。

(補助金の請求)

第23条 補助金の請求の手続は、前条による補助金額の確定後に、別に定める請求書を提出することにより行う。

(補助金の交付)

第24条 前条の請求を受けたときは、速やかに補助金を交付する。

第4章 雑則

(補助金の返還)

第25条 補助金の交付後に補助金に係る不正を認知したときは、当該者に対する補助金の交付の決定を取り消し、補助金の返還を求めることができる。

(承継)

第26条 交付予定者の承継人が補助金に係る手続きの承継を希望する旨を届け出たときは、当該承継人を、当該申請における交付予定者とする。

2 前項により交付予定者としたときは、当該承継人に交付予定者とした旨を通知する。

3 交付決定者の承継人が補助金に係る手続きの承継を希望する旨を届け出たときは、当該交付決定者に対する交付決定を取り消し、当該承継人に対し、新たに補助金の交付の決定を行う。

4 前項により交付の決定を行ったときは、当該承継人に交付の決定を行った旨及び第17条第2項の条件を附す旨を通知する。

5 承継人が第2条第4号ウに該当する者である場合は、当該承継人に対し当該申請者との関係性を示す書類の提出を求めることができる。

(調査)

第27条 補助事業の適正な執行のために必要と認めるときは、次の各号の者の個人情報及び現地の調査を行うことがある。この場合において、特段の事情がない限り事前に同意を得るものとする。

(1) 申請者が個人の場合にあつては、申請者本人及び申請者の属する世帯の世帯員

(2) 申請者が法人の場合にあつては、代表者及び役員

(3) 申請者が法人格を有しない団体の場合にあつては、代表者

(その他)

第28条 この要綱のほか、必要な事項については別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表 対象工事（第5条関連）

工事種別	諸条件
1 融雪槽・融雪機の新設	<ul style="list-style-type: none"> ・使用の可否にかかわらず既存で同種の施設がない住宅への設置に限る。 ・固定式のものに限る。
2 ロードヒーティングの新規敷設	<ul style="list-style-type: none"> ・融雪水の排水を適正に処理するものに限る。 ・安全対策が適切に講じられるものに限る。 ・道路又は隣地への排気や騒音等に十分に配慮するものに限る。
3 その他住宅の雪対策に資すると認められた工事	<ul style="list-style-type: none"> ・1又は2の工事種別のいずれかと同等程度の効果を発揮するものに限る。 ・容易に取外しできる構造でないものに限る。 ・用途及び目的に照らし適切な安全性と耐久性が確保されているものに限る。 ・著しく過大な工事でないものに限る。